

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年6月17日 午前10時00分 招集
2. 令和6年6月17日 午前10時00分 開議
3. 令和6年6月17日 午後2時22分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
ほけん課長	小 山 隆 幸	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
観 光 課 長	秦 美 穂 子	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
まちづくり課長	石 松 昭 信	税 務 課 長	上 村 美 博
住 環 境 課 長	村 上 勇 一		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、単なる陳情とならず、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、説明を求め、疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次、一般質問を許します。3番議員、菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 皆さん、おはようございます。議員番号3番の菊池勝秀でございます。よろしく願いいたします。

今日は違う話題をとということで思っていたんですが、今日は大谷選手がロイヤルズ戦で2本のホームランを打ちました。非常にうれしくて、これを前段でお話したいなというふうに思いましたので、話をさせていただきました。

たまたま私の質問も、今日は二つになっているんですね。同じ2でございます。大谷選手のようにホームランは打てませんが、ヒットでも打てたらと思いますので、ぜひ執行部の皆さん、阿蘇市にとって明るく前向きな答弁をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、発言通告書に基づきまして、質問させていただきます。まずは、移住者に対する

る支援金制度の現状と今後の見直し等について、2 番目に阿蘇登山道路、阿蘇パノラマラインの渋滞緩和に向けての2 点について質問をさせていただきます。

まずは、移住者に対する支援金制度の現状と今後の見直し等についてでございます。阿蘇市の人口は、3 年前の2021 年3 月末、2 万5,385 人でした。今年の3 月末では2 万4,329 人、3 年間で1,056 人も減少しております。1 年で平均352 人の減少です。何らかの思い切った対策が必要ではないかというふうに思っております。

住民の方から、今年に入りまして、県外から娘さんが子どもを含め家族で帰ってきてくれました。私も高齢だから心配になったんでしょう、うれしいです。ただ、実家近くに家も建てたが、何ら移住に対して、阿蘇市からの支援金や祝い金はないんだよな、と話されました。このようなケースでは、阿蘇市にとって、もっともっと歓迎すべきではないでしょうか。せめて祝い金のようなものが支給できればというふうに思いました。

そこでですが、移住に関しまして第一番目、国及び県における支援金の支給要件と金額、これについて、まちづくり課長のほうから回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国、それから県における移住支援金制度の支給要件でございますが、これは東京23 区に在住あるいは東京圏に仕事で通勤されていた人が阿蘇市に移住しまして、そこで、熊本県のワンストップジョブサイトに掲載した求人への就業、あるいは熊本県のプロフェッショナル人材事業、または先導的人材マッチング事業を利用しての就業が対象となっております。

それから、東京で従事されていた仕事をテレワークで、阿蘇市でそのまま仕事をされる人も対象となります。

これに関する支給金額でございますが、単身の場合は60 万円、それから2 人以上の世帯には100 万円というふうな制度でございます。また、そこに18 歳未満のお子様がいいらっしゃる場合は一人当たり100 万円というふうなことが加算されます。そういった制度になっております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。東京圏のですね、東京と、それと東京23 区からの方が対象ということで、これは国の政策で東京都の一極集中を是正するというような部分でそういう取り組みがされていると思うんですが、それ以外のところから来た部分というのは全く対象にならないんですね。仕事もしなければならぬというふうな部分があって、いろんな条件がございます。

それで、本市における支援制度、その分についてはありますか。現状を教えてください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今、説明をさせていただきました、国・県の制度をもって、同様の支援を行っているところでございます。

これは令和2 年の6 月からやっております、実績を申し上げますと、令和4 年度に1 世帯

が入ってきてられています。また、昨年度なんですけれども、2世帯入ってこられているというふうな現状でございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 市のほうでの部分というのは、特にないということによろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） この制度は国が2分の1、それから県が4分の1を出しておりますので、市としては4分の1を支援しているというふうなものでございます。

それと別に、昨年度からリフォーム補助金、家財撤去の補助金あたりも新設をしているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） リフォームの費用の関係なんですけれども、ちなみに昨年度の補助金の実績はどうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 昨年度の実績につきましては、実績がゼロでございました。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 実績ゼロということは、確かに、その要件を満たす方がいなかったということで、その予算というのは浮いたというような形になって、市としてはいいかなと思いますけど、やっぱりもっともっと活用していただけるようにPRをしないと、どんどん人口は減っていくばかりというような部分でございます。

そこでですが、先ほど話しましたが、親のことを思って移住する人や、定年後、住み慣れた故郷に帰ってくる人に対して、歓迎の気持ちを込めて3番目ですが、Uターン移住者に対する支援金制度を創設すべきではないかというふうに思っております。

私のほうから、ふるさとUターン応援事業をしたらどうだろうかということ、概要を皆さん方のほうに横版の資料を配付しております。これをちょっと御覧なってください。これはあくまでも案ですが、阿蘇市（案）ということで、予算もありませんので、ひとまずはこのぐらいでいいんじゃないかなと思いますけど、単身の方10万円、世帯で移住する方は20万円、ただ、この分の移住前の市外の居住ということで、阿蘇市に3年以上いらっしやらなかった方、ただ全国どこからでもオッケー。それと、移住後は5年以上、居住の意思を表示していただくことを条件としましては、子ども1人5万円の加算、2人までということで10万円、支援金の限度額として最大30万円というふうな部分でございます。

主な支給要件は、あんまりごちゃごちゃした制度ではなくて、もう非常に分かりやすいように、阿蘇市に両親または祖父母の実家がある人、これは本人か、もしくは配偶者でも構いません。以前、居住していた人ということです。それと会社の命令で転勤してくる方もいらっしやいます。その方もいいです。それと新規採用者の方も大いに結構です。それと3番目にありますけど、次のいずれかに該当、転入後、両親または祖父母の面倒を見る人、同居・

別居を問いません。両親または祖父母の事業、会社や農業等を承継する人、もしくは両親または祖父母の家に移住し承継する人。こういう簡単な部分で、こういうお祝い金をぜひ出していただければなというふうに思います。

期待としましては、移住者が増え、人口が増えます。それと、以前住んでいたことによる地域の理解もあり、顔見知りで住民とのトラブルも少ないと思われれます。それと、住居承継により、最近、問題となっている空き家の抑制、減少にもなるんじゃないかなと思います。

ちなみに、この資料の一番下に都城市があります。一番下の列です、都城市です。この分はある程度、支給条件を、先ほどの県と同じようにいろんな仕事をしなければならぬとか、そういった部分はございますが、都城の場合は全国どこからでもいいと。ただ、近隣の市町村は除きますよというような条件はございます。ただ、1世帯、最大で500万円の支給です。これまでの取り組みで毎年100名ほどの移住の方だったんですが、この事業により、なんと令和6年1月末で令和4年度と比較しまして、1,400人の人口増でございます。非常にすごいなと思います。ここは、ふるさと納税が令和4年度196億円、非常に大きな財源があるのはあります。

ただ、阿蘇市の応援、お祝い金の事業は、親や祖父母のことを思って移住を検討している人の背中を押すものと効果も期待できるものと思います。

経済部長、このことについての回答をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） おはようございます。移住者に対する支援ということかと思えます。

私のほうも、従前、移住関係に携わってきているところもございますが、なかなか移住について、非常に難しいところがございます、支援金、補助金を出すから帰ってくるという部分については、なかなか厳しいかなと感じております。

やはり自治体として、地域にとって必要な方たちが移住していただくというのが、地域を活性化する取り組みでもあるかと思っておりますので、ただ単純に、給付金を出したということで、移住支援につながるか、地域が受け入れられるかという部分については、慎重に検討して協議をしなければいけないかなと感じております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 経済部長、ありがとうございました。

地域にとって必要な方、親にとって、じいさん、ばあさんにとって非常にありがたいことなんですね。私は、こういった部分をしっかり、普通の移住と違いますよ。普通の移住だったら必要な人というような部分がいいと思うんですが、これは親の面倒を見たり、いろいろする方が帰ってくると、親もしくは祖父母も非常にうれしくて長生きします。

今、出生者に比べて死亡者数がどんどん増えていきますよね。それで人口というのはほとんど減ってきているんですね。ですので、親の方たちも長生きしてもらおう。そういう人たちにも効果があるんじゃないかなというふうに思っております。もし100世帯の申請があるとして、3,000万円でございます。

今、阿蘇市は思い切った政策を打ち出さないと、昨年 12 月末に厚生労働省のほうから、人口問題研究所が公表しました、2050 年、約 25 年後の将来の推計人口では、阿蘇市はさらに 1 万人減の 1 万 5,160 人です。1 万人減る。もう市じゃなくなる、もう町です。そういった状況でございます。

今年度予算について、再度予算のこともありますでしょうけども、工事など各種施策を精査するとともに、一般会計予算の予備費 3,900 万円がございます。ぜひ、将来に向けた先行投資を考えていただけないかなと思っております。

ぜひ、市長のほうにその回答をいただけないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。今の菊池議員が言われましたように、確かに Uターンで多くの方が故郷に帰ってきていただくということは、大変私も喜ぶところでもあります。でも、Uターンで、やっぱり外に出て行った人については、それぞれの御家庭の事情もあるし、自分のこれからの人生もおありではないかなと思っております。残されたというよりも、お父さん、お母さんにすれば、確かに子どもに帰ってきていただいたほうが、それは越したことはないと思いますけれども、そう簡単に頭の中で割り切れるような、そのような問題ばかりではないんじゃないだろうか。

特に阿蘇市の場合は、今 Uターンだけじゃなくて、Iターンもありますし、また別荘地を会社を通じて求められるという人たちがあって、どうやら人口のほうも少し住んでいただいているというようなことがありますから、その部分については、Uターンが云々かんぬんというんじゃなくて、阿蘇市について住みたいと思っている人、あるいは愛してくれる人、そういう人のために広くやっぱり門を開けて、そして受け入れるというような体制をつくっていくということが、私は大事ではなかろうかなと思っております。

特に人口の減少の原因となりますのは、高齢化の皆さんが多くなってきたということもありますけれども、それぞれ、やっぱり子育て支援の問題について、それは政府だけではなくて、行政としてもやっていかなきゃいかんことがあります。

また、小中高になってくると、学校面において、やっぱり学術の向上もあるだろうし、いろんな意味でやっぱり子育て支援ということが要ると思いますので、そちらのほうも力を注いでいかなければいけない。

それと同時に、やっぱりここは観光と、それから農業ということでもありますから、今、従事している皆さん方が持続可能なことで、生業が保っていかれるように、そういうところにも非常に厳しい予算ではありますけれども、つけていかなければいけないと思っております。

ちなみに、今まちづくり課の中でも、移住・定住の支援センターというものをつくろうとしておりますから、そういうことも総合的に含みながら、どのことが阿蘇市のほうによってできるのかということを手繰り寄せながら、これから魅力あるものにしていかなければいけない、そういう思いでおりますので、今の御意見については参考にはさせていただきますけれども、ここですぐ即答というわけにはいきません。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 市長、ありがとうございました。

私も即答を求めているわけではございませんが、ただ、外に出て行っている人、いろんな部分で条件で出ていっていると思います。ただ、やっぱり故郷には帰りたいなというような部分がありますんで、こういった部分があると、帰ってきてよかったなというようなプラスアルファになるんじゃないかというふうな部分でございます。

予算のこともございます。いろいろ検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） やっぱりこういう制度を設ける以上は、確かに案としてもありましたけれども、あんまり5年以上は住むんだとか、住まないとか、そういう条件等はできるだけ緩和をするようにしていったほうがいいんじゃないかなということは考えます。やっぱり何となくそれだと、縛りつけるというようなことにもなりますので、それでは逆に予算として、何かちょっとその辺のところがあったものですから、ちょっと追加で答弁をさせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 市長、ありがとうございました。

この条件というのは、あくまでも参考にした部分で、どうにでも変えてもらって結構でございます。参考までに。

次に阿蘇登山道路、阿蘇パノラマラインの渋滞緩和に向けてについて、質問させていただきます。

5月の連休を含めまして、毎年お盆を含めて、阿蘇登山道路は車で渋滞し、通常期と比較しまして、3倍程度の時間がかかっております。観光で来た知人から、阿蘇火口を見に来たのに車の渋滞にかかり、次の予定の見学ができず、旅館の夕食の時間もずらしてもらうことになりました。どうにかできないものかというような話がありました。

この渋滞は今年に限ったものではありませんが、渋滞の現状と原因について、どのように分析しているのか。秦観光課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、菊池議員がおっしゃいましたように、今、始まった渋滞ではないですね、以前からあっております。ただ、最近はまだひどくなっておりますので、今年のゴールデンウィークの現状から申し上げますと、渋滞した時間は1日8往復、産交バスが運行しておりますので、そこが遅延時間を把握しておられます。そこにお聞きしたところ、4月28日からの期間中、上下71便に遅延が発生して最長で143分の遅延だったということで、従前と比較し、やや遅延時間が伸びている。

車の台数につきましては、草千里駐車場のカウントで1万7,069台こちらも増加していま

す。渋滞の距離としては、上りで県道 298 号線、阿蘇公園下野線、米塚付近から約 3.5 キロ、下りはスキー場の跡地付近から草千里に向けて 1.5 キロの渋滞が発生しました。

原因といたしましては、近年、団体旅行から個人旅行へと旅の形態が大きく変わっておりまして、マイカー、そしてレンタカーが非常に増えていること。また、登山客とミヤマキリシマのシーズンでもあるということで、登山客と観光客が草千里の 300 台分の駐車場を使うということですので、駐車スペースの不足が原因となっております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 今、課長のほうから話がありましたけど、ほかに原因はございませんか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 車の回し方という仕組みづくりの面では、上に古坊中駐車場と言いますけれども、山上広場に県の駐車場がやはり 300 台ちょっと停められる駐車場がありまして、あちらの有効利用はもう前々から、皆さんで協議しているところです。あそこがちょっと使われてないということです。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。原因としましては、上り分が非常に渋滞する部分は草千里まで行くには、赤水線、それと坊中から上がってくる線、この二つからほとんどそこに集中してくるんですね。下りになると、今度はそこまで、両側に分かれて帰って行きますので、そこまでないんじゃないかなというふうに思っております。

それで、渋滞緩和に向けた検討状況、今後の実施予定を教えてくださいませんか。課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 緩和に向けた検討ということでございまして、また、今後の実施予定ということです。昨年の渋滞発生以降、熊本県警も出てきていただきまして、環境省、熊本県、地域振興局、自然公園財団、自然公園財団は、直接駐車場を運営しております。

山上の方々と協議を重ねて、今年のゴールデンウィークに備えてやったことは、一つ目がバス停の移動、そして誘導看板の設置、そして二つ目に駐車場手前にも交通誘導員を増員しまして、古坊中駐車場への誘導を行いました。三つ目に早朝利用者に協力いただいて、草千里駐車場を夜、完全に閉鎖をいたしまして、1 か月半閉鎖いたしました。そして、臨時駐車場をスキー場を開放して、そちらにお停めくださいということで、早朝からの登山客の誘導を行いました。

しかしながら、十分な効果が出ておりません。それで、今後の取り組みといたしましては、駐車場を運営します自然公園財団、こちらのほうが夏休み前までに目指したいということで、駐車場の駐車台数を増やすため、区画線の引き直し、例えば、今、普通車が 240 台なんですけれども、引き直してバスを 60 台から 25 台に減らして、普通車を 240 台から 340 台にするということです。バスも両方使えるように、そういった臨機応変な線引きをすることで、340 台になります。

それと、駐車料金の徴収をスムーズにするために、ただいまの既存の料金徴収所を撤去いたしまして、支払いは後払いで、入口にはカメラで車両ナンバーを認識するような自動システムを導入しまして、料金精算機をレストラン前など6か所に設置するということです。24時間、機械は稼働いたしますので、これにより車両のデータが取れるようになりますので渋滞緩和に向けた分析も今後さらにできるようになります。

また、ハイシーズンは、ダイナミックプライシングというような、少し高めの料金を設置するなども、今後、検討されると思われまます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

駐車場区画線、そちらを引き直したりとか、後払いシステムを導入するとか、そういった部分の検討もされているようですが、お願いしたいなと思いますけど、なかなか駐車場自体をいっぱいにしたからということで、本当に少なくなるのかなというのが、要はもう限度があるものですから。

それで、特に草千里の駐車場待ちの車が渋滞しているんですね。聞くところによりますと、登山客の方が、先ほどもありましたけど、朝早く来て、車を駐車して長時間占有しているということ、これも草千里の駐車場の混雑に影響しているんじゃないかなというふうに思っております。火口を見に行きたい観光客も、草千里の前を必ず通らなければならないんです。

それで、今、横版の資料、その裏面を見ていただけませんか。横版の資料の3番目ですけども、草千里を経由しない、阿蘇山上までの迂回路を建設すべきではないかというふうに思っております。

説明いたしますと、この図のように下から上がってきて、ぐるっと草千里のニュー草千里、博物館のところ、あそこをぐるっと回って行っているだけなんです。ただ、私、どうにかして、そういうところを通らずに、山上まで行けるような部分はないかなと思って、何回も足を運びまして、ここに杵島岳登山ルート、実際の迂回道路は赤なんですけど、オレンジ色の部分がございますよね、これは杵島岳の登山ルートの一部でございます。その部分が横にこう、走っているんです。それと迂回道路のほうに、下のほうにずっと延びている。ここは約1キロございますけど、幅3メートルございます。上りが混みますので、ここのところを一方通行で整備をすれば、草千里に行かなくても山上までは行ける。

そして、下りについては、その部分を、草千里はどうしても通らなくてはなりませんので、そちらを通っていただくというような形で考えておりますけども、この部分について、どうでしょうか。課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、菊池議員がおっしゃったラインについては、草千里をショートカットしたようなラインになるかと思えます。それについては、もう一昨年ぐらいから、やっぱり、そういった道がバイパスではないんですけども、そういった迂回路があるといいということで、ずっと検討してきております。ただ、火口見学を先に済まされた、両方行きたいわけですので、火口見学を行った方も、また草千里に寄りたいということなので、

下りにも渋滞をつくってしまいます。

実は今年のゴールデンウィークも、下りですね、山上広場から草千里までの2キロで、やっぱり約1時間の下りも渋滞が発生していますので、複数セットでの施策を講じる必要がありますと考えております。

その中で、山上全体の今後を見据えなくてははいけませんので、環境省や熊本県と、どのような施策が最も有効的だということを協議を進める中、やはり県道、または県の駐車場のこともありますので、先般、早期の渋滞対策に取り組んでくださいということで、市長のほうから直接、副知事のほうにも申し入れをされているところです。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 市長のほうからも副知事のほうに申し入れをしていただいているということ、ありがたいと思います。ただ、この部分についても一考はあるんじゃないかなと思います、この部分ですね。

それと、申し訳ございませんが、料金も高く設定してどうのこうのという話もございました。ただ、この登山客の方ですね、この方にあんまり加算するといけませんので、このイメージ図のものでヘリポートというところがございます。登山客の方はそちらのほうに止めてくださいねという案内ができれば、非常に有料駐車場のほうを使わずに、できるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、この登山ルートの部分、このオレンジ色の道ですけど、これは現状でも幅が3メートルございますので、迂回路として、実際つくるにしてもあんまり建設費もかからないんじゃないかなと思います。駐車場を増やすとか、いろいろございますけど、そういった分にもあんまりお金もかからずにできるものというの、一つ考えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけど、経済部長のほうで、その分について回答をお願ひしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） ショートカットの部分ということになります。こちらについても、今、観光課長のほうが申し上げましたように、どの政策が一番いいのか、まずは、今現状あっております、駐車場の線引きをすることによって、駐車台数が増えるということで、どうにか解消できないかという形を考えていきたいと思っております。

現状、登山客についても、草千里の駐車場でなくて、今、このヘリポートと書いてあるところに誘導はしているんですが、なかなか、そちらのほうに動いていただけてないという部分も現状あるようでございますので、その部分については十分告知をしながら、先ほど観光課長が申し上げましたように、環境省、熊本県をはじめ、さまざまな視点から施策については検討していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 経済部長、回答ありがとうございました。

先ほども言いましたけども、ちょっと登山客の方の分、その方に料金をガバガバ取ったとかいうようなことがないように、一つお願ひしたいなと思います。登山客の方にも、今

年も誘導を誘導員を置いてしたということなのですが、登山客の方は早く来ますので、その以前に来て止めているんじゃないかなというふうに思っております。

一つの案でございます。せっかく阿蘇に来られて、観光を楽しんで、本当によかったなと思って帰られるようにしないと、また、行きたいなというようには思いませんので、先ほど市長のほうからも観光も大事ということですので、ぜひ、そういった部分について、観光客の方の利便性も向上していただきたいなというふうに思っております。

私の質問は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君の一般質問が終わりました。

続きまして、11 番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

11 番議員、園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） おはようございます。11 番議員、園田でございます。

少し雨が少なくて、田植えができないといったこともささやかれております。なかなか梅雨入りに入らなくて、災害が出るような雨は要らないんですけども、やはり農業に関しては、大変大切な水でございます。適度な雨が欲しいところであります。

今回、3 点質問を用意しております。まず、最初の質問から始めさせていただきます。

先日の報道で、南九州西回り道、八代から水俣まで、これが開通から 5 年が経過して、高速道路とほぼ並走する、国道 3 号の交通量が最大で大体 8 割減、それと交通死傷事故は 7 割減少となっております。防災面では 2020 年の熊本豪雨で、芦北の佐敷トンネルが通行止めになっておりますけども、代替道路として被災地間の移動や物資の輸送、そういった重要な役割を果たしたようであります。

時期尚早と言われれば、そうではありますけれども、滝室坂トンネルが令和 8 年度に開通すると国交省の発表を受けて、中九州横断道路の全線開通に向けて、開通後の阿蘇市の状況がどうなるのか、心配されている市民の方々もいらっしゃいます。国道 57 号や国道 212 号、渋滞緩和や交通事故等の減少にもつながるとの思惑もあるようですけども、中九州横断道路の開通後の観光、まちづくり、農業等における影響について質問をいたします。

まず最初に、観光課にお聞きいたします。通告書で観光の入込客数、宿泊客数、インバウンド等の効果はということで一点ありますけども、コロナ前の入込客、宿泊数、それとインバウンド等の状況と現在の状況等を比較したら、どういうふうな数字になっていきますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただいまの質問にお答えいたします。

2014 年からの推移を申し上げますと、翌年の平成 27 年に空の便で、新たに台湾の高雄線、香港線が就航いたしますので、このときに外国人の観光客が平成 26 年の倍の約 15 万人を数えます。しかし、平成 28 年以降、熊本地震、新型コロナウイルスで減少して、令和 4 年度から徐々に回復しますが、傾向として、日帰り観光客が増えまして、国内の団体客が減少、外国人の宿泊数は増加しています。

数字で申しますと、平成 26 年の宿泊数は 73 万 4,000 人、今、令和 5 年度しか分かってないんですけども令和 5 年の宿泊数は 60 万 1,000 人、対比率 0.82%、平成 26 年の外国人宿泊

数8万4,000人、令和5年は18万5,000人、対比率220%。総入込客数は、平成26年は462万8,000人、令和5年は650万5,000人、対比率140%となっています。ただ、令和6年なんですけども、令和5年を今のところ上回っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） どこに行っても、うちの限界もすごい外国人の方が多いようには感じております。インバウンドを与えるオーバーツーリズムの影響というのは、先ほども渋滞の話あたりも出ていましたけども、観光課長としてはどういった見解ですか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 車の台数に駐車場を合わせなくてはいけないのかとか、非常に考えさせられます。地方において、地方はいいんですけれども、やはり道路とか駐車場が間に合っていないというような現状です。アクセスは良くなっても受け皿として、今後、本当にどういうふうに、草千里の問題もありますけども、どういうふうに駐車場とか、近くの周辺道路の迂回路を整備していくか。そういったことは考えていかななくてはと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 渋滞するのが、例えばお盆の時期とか、ゴールデンウィークの時期です。ある程度、観光地に行ったときに、若干混んでいたほうが、何となくそういう休みに来たなっていうふうな実感はあるので、全部の解消というのは大変難しいところであると思いますけども、交通量あたりの調査をしっかりとしながら、なるべく混雑をしないように何か手当ができれば、少しずつでもやっていっていただければというふうに思っております。

そこで、中九州横断道路、何年後かになるのかちょっと分かりませんが、阿蘇市観光の開通後の状況というのは、観光課長はどういうふうな見解を持たれていますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 本当にどこを通過して、いつできるのかというのは、詳細はちょっと分かっていない中ではございますけれども、やはり世界的な観光地として、九州として、非常に知名度が上がってくると思います。やはり道路が九州道と東九州道、そして、そこに横軸ができるということで、かなり観光地、九州として、オール九州で誘客するようなことが増えてくると思います。

そういう中でしっかり行きたい目的地として、阿蘇が選ばれるようにしていくことが大事かと思っております。なので、観光客は増えると思います。

ただ一方、デメリットで、移動時間の短縮によって宿泊を伴わない観光というのも増えてくるのではないかと考えられますので、これまで以上に魅力を高めて、滞在時間の延長につながるように、いろんな取り組みを進めてまいらなければいけないと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 課長は、毎回、魅力ある取り組みという話はよく出るんですけど、課長として魅力ある取り組み、どういった取り組みですか。はっきり、ずばっと言ってください。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 皆さん、いろいろお宿さんのホームページ見たことございますか。いろんな、皆さん、ホームページで、お食事処でも宿でもですね、きちっと紹介されています。見てください。それぞれ特徴あっていいものができています。

ただ、宿泊地として選ばれるには、やはり夜の飲食がしっかりしていくということが、今後一つあると思います。やはり熊本市が非常に夜の食が強いということで、移動時間の短縮になってしまいますと、熊本市の宿泊というのも増えてくるのかなと思いますので、タクシーなど、夜の2次交通についても考えていく必要があります。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 今後とも魅力ある取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。課長、ありがとうございます。

私も、この中九州横断道路の開通に向けて、先週、この西回りバイパスのほうを実際に行ってみてきました。並走する国道3号線沿いの店舗の様子や、芦北町の商工会、あとは津奈木町の商工会、水俣市役所等に開通後の状況について聞き取りをしてきました。

芦北町や津奈木町では、従来から、やはり店舗数はそんなに多くないと。影響があったのは、やっぱり一番最初にガソリンスタンド等がかなり影響が出たと。それと若干ですけども、小売店舗でも影響が出ているということでありました。西回りバイパスが開通したからというよりも、やはりコロナですよ、コロナに影響された。それと日本の経済的な情勢の影響もあるというような話もされておりました。

津奈木町や田浦町では、これはいいほうなんですけども、八代までの通勤圏内ということで、移住者が多少増えてきたという説明もありました。

また、水俣市に関しては、現在のちょうど終点になっています。今、水俣市がですね。このあと袋インターまでが、あと7.何キロと、袋から恐らく出水までが、また同じぐらいの距離があれば、全線が開通するんですけども、今は水俣が終点になっておりますので、大変通行量が今、多くなっているという話をされておりました。

それで、水俣の市役所の中には、全線開通を向けてと、袋インターまでが今、建設中なんですけど、これに向けて市の庁舎内にワーキングチームを設置して、検討委員会というものをやっているというような回答もありました。

観光課長、どうですか。ワーキングチームの立ち上げあたりは、まだ時期早尚ですか。その時期が来たら、協力のほどお願いしたいと思います。

まちづくり課に、今度はお聞きします。現在の阿蘇市における小売店の店舗数と開通後の市内商店街への与える影響はどういうふうに予想されますか、まちづくり課長。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

市内の商工業者数なんですけど、最新の全体的な情報でいきますと、平成3年の経済センサスでいきますと、1,200社でございます。今年、調査をやっていますので、最新の情報が出てくるかと思えます。

ですので、私のほうから商工会の会員数で現状をお伝えしたいと思います。令和6年3

月 31 日現在で 742 社、そのうち小売業が 178 社でございます。これが 10 年前でいきますと、全体で 752 社で、うち小売業は 219 社でございましたので、引き算しますと 41 社の減少になっているようでございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） この 41 社は何で減ったか、課長、ある程度、分かっていますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ささまざまな影響があると思っています。大型店の出店とか、そういったものが要因として考えられます。

一方で、サービス業といったところが増えている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 大型店といえばですね、また出店の噂も少しあるようですけども、今後、開通後、まちづくり課として、観光課にも聞きましたけども、まだ、もうちょっと時期は先なんですけど、どういった対策が考えられますか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 高規格道路が完成しますと、いわゆるストロー現象というか、そういったところが出てくるかと思いますが、何らかの影響はあるというふうには思っています。

先ほど、御紹介いただいた西回り、自動車道の整備でかなり交通量が減ったというふうなこともありましたので、恐らく国道 57 号線、現在の道路での一部の店舗にはちょっと影響があるかなというふうに思っています。

ですけれども、この道路については、非常に大きな期待があるわけございまして、そういう中において 1 店舗 1 店舗の充実を図っていき、そこが目的地になるというふうなことを、これから仕掛けていかないといけないというふうに思っています。先ほどの夜の飲食店の話もそうでございますが、実際に西回りのところでも、地道にちょっとやっているところが売上が増えたというふうなお店も、物産館でございますが、そういったところもありますので、地道にそういったところをこれからやっていかなければならないなというふうに思っています。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 時間的にもうちょっと余裕がありますので、地道な作業でしっかりと小売店舗も守れるように、まちづくり課のほうでも、しっかりと店舗にお手伝いができるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、農政課にお聞きします。九州自動車道と大分自動車道のアクセス時間が今度は短縮されるようになると思いますけども、特に影響の大きい農産物といったら、どういうものが考えられますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

道路の影響によりまして、地元の農産物に影響があるかということでございますけれども、農産物の輸送に関しては、現状、仮に中九州バイパスが完成した後におきましても、分散するといったところもございまして、大きな影響はないというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 例えば冷凍とか冷蔵とか、そういうところの農産物にすれば、ずいぶん時間の短縮というのは大きいんじゃないですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 主な基幹作物でございますけれども、青果物でございますけれども、これにつきましては青果で輸送するといったところでございます。

また、アスパラにつきましては、やはり鮮度的に非常に収穫から集荷、また輸送といったものの時間を短縮する必要がありますので、そういった面におきましては輸送コストの低減によりまして、そういった輸送時間の短縮によりまして輸送コストが軽減されるものと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。農産物に関してはマイナスの要素はないと、プラスのほうが多いということですね。分かりました。ありがとうございます。

この道路の計画は、議会でも何度も議員の方々が質問を続けております。滝室坂のトンネルは令和8年というふうに国交省のほうも示しておりますけれども、まだ計画については全然白紙の状態ですか。建設課長、お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

滝室坂トンネル開通後の道路計画についてということでございますけれども、今のところ、国から概略ルートを含む計画については発表されていないという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 課長、ありがとうございます。

市長のほうに質問させていただきます。大変国の予算にも左右されると思うんですけども、阿蘇谷の計画路線やインターの設置等について、中九州横断道路、期成会を通じて国交省にしっかりと阿蘇市の要望を伝えていただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 園田議員がおっしゃるように、その思いは私どもも一緒であります。ちなみに先ほどの議論の中でも出ておりましたけれども、通過地点になるんじゃないかということは、恐らく今のような状態でいけば、そのような恐れもあると思えますし、それを一番心配をしているところであります。

その間にいかに、この阿蘇市とそれを含む阿蘇郡の連携の中で、どのような魅力のある、まちづくりというものをつくり上げていくのか。あるいは、外から来る、いろんなお客さん

にとって、アクティビティとか、先ほどもありました、やっぱり食の問題とか、そういうものをきちっと連携をしながら、お互いに力を合わせてつくり上げていくということを、もう始めておかないと遅くなるのではないだろうかと思っております。

そのような状態の中で、大分と熊本を結ぶということでもありますけれども、だんだん、だんだん、合志、大津、熊本、あちらのほうのインターまでですね。だから、それをずっと待っておって、それからということであれば、恐らく道の形状によって、その経済、あるいは住む環境というものが大きく変わると同時に、つくり上げられてしまうと。

さあ、それから、この阿蘇谷だと言ったのでは、とてもじゃないけれども、後発組になって大変な状況になるのではないだろうかということもありますし、そこは意識を高く持って、我々もあらゆる業界の皆さん方と連携を深めて、もう始めておきたいということもありますし、少なくともインターの問題については、波野村、それから一宮町、それから阿蘇町、それぞれインターをつくっていただくということを、やっぱりきちっとやっておかないと、この谷の中でインターが一つであると言え、なおさら機能的に見て、流通はいいかもしれませんが、観光とか日常生活の中においてはマイナスになってくると思いますから、そのところは狙いをしっかり定めて、これからさらに運動していく、そして機能がこの阿蘇にとって十分であるというようなことを、やっぱり情熱を持ってやっていくことが一番大事であると思っておりますけれども、まちづくりにしても、あるいは道路をつくり上げるにしても、もう同時平行線でやっていかないと間に合わなくなるんじゃないかという、心の中にはそんなことを思いながら、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 10年は一昔と言います。あっという間に10年という歳月は過ぎていくものだというふうに思っております。市長の今の力強いお言葉をいただいて、しっかりと各課で話し合いをされて、開通後、もちろん防災の面でも大変貴重な道路でございます。観光、まちづくり、農業と、しっかりとプラスの方向に行くように導いていただきたいというふうに思っております。

議会のほうも全面的にバックアップをして、皆さん方とともに、中九州横断道路の完成の際は、しっかりと阿蘇市が全国にアピールできるようなところになるように、力を込めて頑張りたいというふうに思っております。それでは、中九州横断道路についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、森林環境税についてお聞きいたします。まずは、年間一人当たり1,000円を徴収され、今年度、令和6年度から始まる森林環境税について詳しい説明等、大体今年度幾らぐらいの交付が見られるのかを説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

森林環境税でございますけれども、令和6年度から、議員おっしゃいますように、個人住民税均等割と合わせまして、一人年額1,000円が徴収される形でございます。その税収の全額

がいったん国のほうにまいて、国のほうから森林環境贈与税という形で各都道府県、全国の市町村へ譲与される形でございます。

ちなみに今年度、令和6年度の本市に対する譲与税の額でございますけども、約6,300万円でございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） これ課長、森林環境譲与税というのは、今回の2024年度で一回なくなるので、そのあとに新しく、この森林環境税が生まれるわけじゃないですかね。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 森林環境譲与税につきましては、令和元年から令和5年度まで国の特別会計のほうから、いったんお借りいたしまして、全国都道府県市町村のほうに交付されておりました。先ほど申しましたように、今年度から個人住民税のほうに1,000円を上乗せして今年度から徴収が始まり、その住民税を財源といたしまして、今年度から管内の森林整備、また人材育成等の活動に対して使っていくといった形の仕組みになってございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 分かりました。全国では大体対象者が、大体6,200万人と試算をされております。これは東京23区の全然山がないところの方々も納めているというような話も聞いております。

阿蘇市の徴収される対象者数とその徴収方法、それについて説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） 御質問に、お答えいたします。本市における対象者数は1万2,200名程度を見込んでおります。徴収方法につきましては、御存じのとおり、普通徴収4期に分けてのやり方と、特別徴収、年金からというふうに通常の市県民税の納付方法と同じやり方で納付をしていただくことになっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） 課長、これは1,000円いっぺんに取られる方もいらっしゃるんですよ。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） 住民税の仕組みというのが難しいのですが、1,000円を一気に取るようなイメージではなくて、分割して4期とか12期とか6期とか、そこに薄く入っているような形になりますので、1,000円がポンと取れるようなイメージではございません。トータルすると、そこに含まれているようなイメージになるかもしれませんが、平均して納付をしていただくような形になっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） ということは、課長、納付税かなんかのどこかに、森林環境税、今度はあなたは250円ですよとか、次は300円ですよとかっていうのは、その中で表示がされるということですか。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） 税につきましては、そこまで細かい部分ではなく、年税額という形で表記をさせていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 分かりました。納付書にはどこかに、もちろん森林環境税が幾らというのは何か明示はしてあるんですよね。私も確認しないのがちょっと悪いんですけど、そこは課長どうですかね。結局、納税者がきちんと分かるようにはなるということですよ。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） お手元に納付書等がっておりますが、その中に住民税均等割分と森林環境税分と所得割分が明記されておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 丁寧な説明ありがとうございます。帰ってちょっと見てみます。

森林環境税の交付配分の中には、令和 6 年度、6,300 万円というお金が交付されるようですよ、これは私有林と人工林割の面積割が 55%、林業就労者数が 20%、人口割が 25%で交付額が決定されるというふうになっておりますけど、これは間違いないですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど御説明いたしましたけれども、森林環境税を財源といたしまして、その財源をもとに地域の森林整備に活用する交付金といたしまして、森林環境譲与税が全国の市町村自治体のほうに交付されるわけでございます。

森林環境譲与税の配分の基準といたしまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり人工林割合で 55%、それから林業就業者で 20%、それから人口で 25%という客観的な按分になってございます。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 課長、2019 年から譲与税が交付されていますよね。大体令和 5 年度までに、幾らぐらい阿蘇市には交付されて、主にどういったところに使われていますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和元年度、2019 年でございますけども、阿蘇市の交付額といたしまして 1,747 万円でございます。令和 2 年度にまいりまして、約 2,000 万円増の 3,710 万円でございます。令和 3 年につきましても、ほぼ同額でございます。段階的に県と市町村に対する交付割合が変わってきておりまして、令和 4 年、5 年につきましては約 5,000 万円でございます。令和 6 年以降につきましては、先ほど申しましたとおり約 6,300 万円となっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） この交付税は、大体年間で使い切ってしまうような形ですか。それとも余れば基金か何かに積み立てるという形ですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど御質問の中で、どういう活用かということが漏れてござ

いました。失礼いたしました。

管内の森林の整備にかかります森林内の路網整備でございますとか、また林業事業体の担い手育成、また地域材の木材の利用といった、三つのルールがございまして、その枠内の中で、市町村の判断の中で活用している状況です。

具体的に申しますと、林道、橋梁の点検でありますとか、林道の改修事業等々に主に活用いたしております。また、森林集約化協議会という組織をつくっております、協議会事業ということで、管内の林業事業体に申請事業ということで、先ほど申しました路網整備、また林業事業体の体質強化事業、また管内の保育所、小中学校に対する木育の部分でおもちゃの寄贈でありますとか、そういったものをやっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） ありがとうございます。五、六年で大体もう 1 億円以上の譲与税が来ているということですよ。

これからも、やはり災害等にも、山の手入れは直結する部分がありますので、有効利用をしっかりと考えられて進めていっていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入ります。あまり聞き慣れない言葉なんですけども、硝酸性窒素というのが熊日新聞で先日発表されました。まず、硝酸性窒素というものがどういうものなのかを、答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） それでは、ただいまの質問に御説明させていただきます。

硝酸性窒素とは、硝酸塩として含まれる窒素のことでありまして、水中では硝酸イオンとして無機物で、これ自体は問題はあまりない物質であります。また、あらゆる場所で、こういった水や植物等に含まれます。さらには、この物質については無味・無臭・無色であるということで、飲み水に関しても入ってしまうと全く気づかれないような状況になります。また、水に溶けやすいという性質を持っておりますので、これが河川や地下水に入ったとしてもなかなか分かりづらいというところでございます。

熊本県基本計画では、高濃度化の要因といたしまして、まずは生活排水の不適正処理、家畜排せつ物の不適切な処理、窒素肥料と言われております。

環境基準としては、1 リットル当たり 10 ミリグラムとなっております、本市につきましては、現段階でその基準を超えているところはございませんが、県が全国に先駆けて 5 ミリグラムを地域から検出された場合は、そちらの地域を今回、地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画の中で取組みを推進する市町村として位置づけております。そこに本市も指定されました。

今回、状況を見ながら、関係者と協議しながら、対策を講じていけたらというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 報道では、県内に約 300 か所あるというふうに書いてあったんで

す。阿蘇市は大体どこに何点ぐらいあって、大体どのくらい井戸の深さの調査をされて、熊本県はこういうふうな結論を付けていますか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 実際、熊本県では317地点を調査しております。そのうち県内55か所は超過しているということで公表しております。

本市におきましては、平成19年から令和2年まで、水質検査の平均をもとに5ミリを超える箇所が2か所検出されております。この詳細につきましては、これに特化した井戸等を設けてはいませんので、市の水道事業のほうの水質調査、51項目調査の中で超えたところがあるというところで、2か所が検出されているところです。これにつきましては、井戸の深さとしましては大体50メートルから60メートルのところから出ているという状況になっております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） ということは、課長、ここという井戸はないということですね。水道水から出たものに関して、調査をしたっていうことですよ。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 水道事業のほうで、原水のボーリング調査をしておりますので、水質調査に関して出ているという基準なので、2か所、原水ですね、地下からくみ上げた水を水道として使用しているところから出ているということです。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） これは1リットル当たり硝酸性窒素が5ミリグラムを超えているというのを熊本県が示したわけですけども、熊本県のこうしなさいというのは、何か対応の指示というのは何か出ているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 今回、熊本県の基本計画の中で5ミリを超える部分については、基準を調査しなさいということでなっておりますが、本市といたしましては、熊本県が実際は平成元年から、全国に先駆けて地下水調査に取り組んでおります。

平成10年から12年にかけて、1,200地点を一応調査はされているところがございますが、本市につきましては、今10ミリを超えていない状況を踏まえ、今のところ注視していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11番（園田浩文君） しっかりと注視されるときに、例えば家畜の排泄物だとか、生活排水が関係あるということで、原因究明後の対応は、何か住環境課のほうで考えてらっしゃいますか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 原因が究明された場合は、審議会とか専門家の意見を聞きながら、関係機関と連携してまいりたいところですが、まずは汚染された地下水の飲用指導を保健所とリンクして、飲まないような形でしていきたいと思っております。

その後につきましては、モニタリング調査等を実施していきたいと思っております。地下水につきましては、一度汚染されると非常に浄化に時間がかかりますので、長期的な取り組みが必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩史君。

○11 番（園田浩文君） 報道では小さい子どもが多量に摂取すると、命にちょっとかかわるようなことも少し書いてありましたので、今後この硝酸性窒素、しっかりと目を光らせていただきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

最後に、今後も菊陽あたりには世界最大手の半導体製造工場等の建設などが控えております。九州の水がめとも言われる大切な阿蘇の水が心配されています。自然環境にいつも目を向けて、私たちの生きる源の水を永遠に守り続けていきたいというふうに思っております。

これで、11 番議員、園田の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。11 時 35 分より会議を開きます。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、13 番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番議員、大倉でございます。ただいまより一般質問を行いたいと思っております。よろしくお願ひします。お昼前で時間もあまりありませんので、そのまま入っていきたく思っております。

まず、通告に従いまして、第 1 番目の質問であります。阿蘇市のメガソーラーの実態についてということで質問をいたしたいと思っております。大津方面から、阿蘇市、我が家に帰る途中に、現在トンネルの手前にメガソーラーの施設ができつつあります。そのパネルの多さに圧倒されて、いつも眺めながら帰っております。

それから、その上のほうにも、菊池方面の山肌のほうにも、でっかい真っ黒なソーラーパネルがあることをいつも見て通って帰っております。要するに何と言いますか、森林を切り開いて、杉の木、檜、森林、それから草原を切り開いて、そこを大量な CO2 を発生させ、それから、エコのためにメガソーラー発電所をつくって、何か矛盾しているような気がするわけです。

そこで、阿蘇市周辺のメガソーラーの発電所、阿蘇地域全体、山都町とか、波野にも小さいのがあるそうですけれども、そういうところ、大津方面、菊池方面も含めて、どのぐらいの数があるのか、その規模と数、そういうところをお答えいただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） ただいまの御質問に答えさせていただきます。

阿蘇市周辺のメガソーラーについてはかなり多くありますので、抜粋して規模等を説明させていただければと思います。阿蘇市周辺の俗に言う1メガ、1,000キロワット以上の大規模施設の設置数につきましては、最新の令和6年4月30日時点で経済産業省が承認しております、FIT制度の事業計画情報に基づきまして説明させていただきたいと思います。

阿蘇郡市内には、現在7市町村で31か所のメガソーラーが設置されています。本市におきましては、その登録といたしまして7か所が設置をしております。その他、町村別に言いますと、小国町が6か所、産山村が2か所、高森町が7か所、西原村が4か所、南阿蘇村が5か所、南小国町についてはないということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 全体で31か所ということで、かなりの規模のメガソーラーができてきております。私たちがいつも新聞にもあまり載らない、注目もあまりしてない中で、だんだんそういうのが増えつつあるんですね。環境とか、そういうのも破壊しながら、エコのためにメガソーラーをつくる。先ほども言いましたけれども、何か矛盾しているような気がします。

ソーラー発電を設置するときの届出的なもの、個人でやる場合とか、売電を目的とした、そういう施設、それからメガソーラー、そういうところの違いを含めて、補助とか、そういうお金のこと、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 太陽光発電設備は電気事業法によりまして工作物に定義をされております。小規模とか個人とかいうのはあまり、大体的には5段階ぐらいのものがあるんですが、大体50キロ以下は個人か、小規模の方でされている状況です。

理由につきましては、50キロワット以上から、電気主任技術者の専任が必要になってきますので、そこら辺が境界みたいな線引きになっております。

太陽光発電設備含むほとんどの再生可能エネルギーは、経済産業省エネルギー庁の再生可能エネルギーの固定価格買取制度、先ほど言いましたFITの売電価格に、またさらに上乘せられるFIP制度の認定を受けて現在設置をされています。

届出許可につきましては、太陽光発電設備の面積や場所によって、自然公園法や森林法などの関係法令の認可が必要になっております。

本市におきましても、景観条例のほか、阿蘇市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱を令和5年12月に制定しております。1,000平米を超える太陽光発電を含む再生エネルギーについては、事前に市への協議と、また地元説明会の義務づけなどの対策を行っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） では、その1,000平米を超える場合は、そういう説明というか、そういうのが要るわけですけども、それ以下はないということで、1,000平米を超えた場

合はそういう基準をクリアすれば、誰でもできるということですか。そういうことになりませんか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 1,000 平米を超えるにつきましては、普通地域になります。林地につきましては5,000 平米を超える場合は、森林法に伴いまして届け出が要ります。今年の4 月から50 キロワット以上の太陽光パネルを設置する場合は、地元説明が義務化されておりますので、そういった形になります。

大型の事業者に対しましては、阿蘇市の補助のほうはないような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 私たちが電気料を払っている明細書を見ると、再エネの賦課金が加算されております。太陽光発電を自分たちはしていないのに、賦課金が取られていると、何か納得できない気がしますけれども、その理由というかですね、そういうところの関係をちょっと説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 買取価格制度につきましては、FIT 認定が始まった平成24 年度時点で開始されておりまして、再生可能エネルギー発電賦課金といたしましては、俗に言う再エネ法に基づき、買い取りでFIT をされる方に上乗せする費用を私たちが電気代の一部として、払っているような賦課金になります。賦課金につきましては、毎年度、経済産業省が定める全国一律の再生可能エネルギー賦課金をベースとしまして、電気の使用量にこれに乗じている状況であります。

九州電力といたしましては、従量制供給といたしまして大体1.4 円ぐらいが、本年度についてはかかっているかというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） その使われ方ですね、賦課金の使われ方、どのような形で還元されているか。そういうところをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） 賦課金につきましては、その私たちが払った分をFIT 分の上乗せ金と。平成20 年に始まったときに10 キロワットで42 円というのが確か出たかと思うんですけども、そちらのほうに、私たちがその上乗せ分を積み立てるといような形、それを支払っているという形になります。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 大体、仕組みというのは、今、説明を受けたところで、大体納得、あまり分かりませんが、納得しななければいけないというふうに思っております。

それから3 番目の質問ですけれども、いろいろYouTube とかを見ますと、阿蘇地域のメガソーラー発電所の問題を指摘した動画がいっぱい配信されております。そこで、いかにも阿蘇くじゅう国立公園内での事業であるかのような表現がっております。多くの視聴者が意見をそこで述べておりますけれども、見てみますと、阿蘇の観光地としての価値

が台無しになったと。それから、この光景は阿蘇外輪の草千里でしょうか、いずれにしても醜いですね、涙が出ますとか。阿蘇はいつの間にかひどいことになってますね、本当に悲しくなります。もう行きたくありませんとか、いろいろたくさん投稿がなされています。

阿蘇市内ではありませんけれども、その映像を知らない人が見たら、阿蘇地域は全て何かそういうふうになっているような印象を受けておられると思います。世界遺産等の登録を目指す阿蘇市ですけれども、観光を含めて、阿蘇に影響を及ぼしていることと思います。

阿蘇市がそれを見て、対応としてどういうものがあるか、よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただいまの御質問にお答えします。

世界遺産関係の影響という部分ですけども、阿蘇市ホームページのトップ面で最初に表示されるようになってはいますが、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会において、多くの方に阿蘇の景観に関心を持っていただき、昨今の大規模な太陽光発電施設等の設置や開発行為によって人々を魅了する、阿蘇の魅力を著しく傷つけることなく、無秩序な開発計画が抑制されるよう、令和2年1月に熊本県知事と阿蘇郡市7市町村長が阿蘇の景観を守る宣言を採択して、先ほど申したとおり、ホームページをはじめ、いろいろな部分で公表をさせていただいております。御質問にあったように、メガソーラーなどを含め、無秩序な開発計画などによる景観破壊は世界文化遺産登録にも大きな影響は出てくるというふうに考えております。

対応という部分ですけども、現在メガソーラーに限らずなんですけども、景観法とか景観条例、その他取り決めなどにより、建設事業等の届け出をする、市にも来ます、こちらの中でその中に教育課のほうからも、これは文化的景観に対してこういう影響がありますという意見書を所管課の方に出して、対応をしていただくというような流れになっております。

また、大規模な開発計画とかが出てくれば、県の文化企画世界遺産推進課あたりと情報共有しながら、必要に応じ、県が設置している阿蘇世界文化遺産学術委員会の助言をいただくなどの対応を行っているところです。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） そういうふうな届け出とか対応とか、そういうのはあると思うんですけども、今後そういう計画とか、そういうのがあった場合、ペナルティというか、そういうのはあるんですか。みんなで何かそういうのを抑制して、本当にさせないようにするとか、そういうのはありますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 現行では、ペナルティとかいうのは特にございませんが、その前に事業を起こす際に、環境に無秩序に影響を与えないような計画にしてくださいというようなことを、事前協議が必要になりますので、その段階から先ほど申したとおり、景観法のほうとかで制限のお願いというのをしていくことになると思います。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 教育課のほうは、それでオッケーです。

それから、こういう施設の先ほど言いましたように、YouTubeで流れている、そう

いう意見に対して観光的な部分、そういうところの問題点、これからの対策とか、そういうところをお聞かせ願います。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） だいまの御質問でございます。本当にここまで拡散されるとは思いませんでした。こういうことであれば、本当に発信元に訂正とか、お願いをしたかったぐらいなんですけれども、風評被害ということは懸念しております。電話で観光課でもいただいたこともあります。

観光業者にお聞きしたところ、直接キャンセルに至ったような影響はないということです。ただ、もう私ども観光業者も、これは甘んじられないということで一層の啓発、それとしっかり注視していく所存でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういうふうに、みんな阿蘇地域とか、全部阿蘇市と思っているわけですね。ですから、観光客が大津方面から上がってきたり、あっちの高森方面から来たり、いろいろ、それから空からも見て、皆がっかりされた方がこういうふうに投稿されていると思います。

ですから、発信元とか、そういうのはなかなか規制できませんけれども、自ら自分たちで阿蘇地域全体を含めて、そういうのを抑制して、何とかこの景観を守っていただきたい。そういうふうな全体的な取り組みというのをやっておられますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 全体的な取り組みまでは至っておりません。ただ、今回のことで本当に観光業者も、私どもも非常に心を痛めておりますので、そういったことも考えていかななくてはならないと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういうことで、ぜひ対策をよろしく願います。

次の質問に移ります。4 番目は、もういろいろ開発計画は先ほどお尋ねしましたので、5 番目の質問ということで、そういう発電施設、メガソーラーの施設、それから、そういう大きい山林を開発してつくったところとかが事業継続困難、災害等、それから金銭的なこと、そういうところで継続不可能になって事業が終了する場合、そういうときの対応というのはどういふふうになりますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 住環境課長。

○住環境課長（村上勇一君） それでは、先ほどの質問にお答えします。

令和4年度から、経済産業省の資源エネルギー庁による新たな太陽光設備の廃棄等費用積立制度というのが始まりました。この制度はといいますと、10 キロワット以上の太陽光を行うFIT認定・FIP認定事業者に対して、認定10年目から施設廃棄の費用を、積み立てるという制度になっております。ただ単に、事業者が積み立てる制度ではございませんで、一部を第三者機関、経済産業大臣の認定する法人が積み立てを受けてするものであります。

金額につきましては、ちょっと認定制度や調達価格で変動しますので一概には言えません

けども、今そういった第三者機関のほうに積み立てるようになるという制度になっております。これによりまして、太陽光発電設備の撤去は産廃、それに対する場合の費用が保証されるということになります。

ただ、今現段階では、持続困難になったところや倒産となっている施設を不法投棄しているという事例というのは、阿蘇市のほうでもあっておりませんので、情動的なものはありませんが、今後このような施設を不法投棄してしまうような施設に関しましては、こういった資金を使って対応していくというふうになるかと思えます。

これに関しましては、国からの具体的な意見が示されるものと思っておりますので、そういった形で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 事業継続が困難になった場合、特に災害等、そこを放置したままやめてしまうと、そういうのが一番心配ですので、しっかりとした監視とか対応をよろしくお願いしておきます。

最後に、メガソーラーのことで市長にお尋ねをいたします。世界遺産を目指す阿蘇市として、それから観光的な問題点の今後の取り組みとして、御意見よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 先ほどから御意見を拝聴しておりまして、心配をしている部分については、私もすごく心配をしているんですけども、今、課長が申し上げましたけれども、最近ようやく経産省のほうで、その処理をする場合は、各法人ですか、そこが委託を受けて、少し積み立てをするというようなことがありましたけれども、果たしてそれで問題が終わりなのかなといったら、とんでもない話であると思っております。

私の聞くとところによりますと、あのメガソーラーには無害じゃなくて有害物質があるということもありますし、もうそういうことがあるならば、将来にわたって耐用年数が十七、八年ということになっております。そうすれば、あとは廃棄物ということになりますから、当然そこには廃棄物を処理する施設というものも、国のほうと一緒にやってつくっていただかないといけないんじゃないだろうかなというのが、私のかねてからの持論でありますけれども。

でも、そんな中において、熊本県の、じゃあ、どうするんだということでもありますけれども、極端なことを言えば、隣にT SMCの先端技術が出来上がってきます。これはこれで良しとしますけれども、ただ水の問題とか、そういう環境の問題とか、あるいはこれからいろんな問題もまた巻き起こってくるであろうと、まさしく世界を引っ張っていく半導体の事業が一方のほうでは来る。一方のほうでは、この外輪山を隔てた、この中において、阿蘇郡市のほうが世界文化遺産を目指している。それは環境を大事にして、そして生物多様性もありますけれども、しっかりとそういう温暖化にも対応していこうということで、世界で認められるべく世界文化遺産というものをやっておりますので、そういうことで、今度は熊本県のほうが本来ならば、ここで線引きをやってほしいんですよ、僕は。

隣は先端技術で、どうぞ世界に誇るやつをつくってください。もう一方のほうは、今まで

先人たちが一生懸命守ってきた環境と、そして自然というものをこういうメガソーラーとか、そういうものに汚染されることなく、ここできちっと熊本県の条例か何かなりにして、一つそういう文化遺産を目指していく大事なところであるということの位置づけをしていただくと、さらに住民の皆さん方も誇りを持っていただこうし、そして外からの今いろんなクレームのついた御意見等についても、理解をしていただくということになるのではないだろうかと思っていますので、そんなところをきちっと線引きを、熊本県が曖昧にするのではなくて、我々は一生懸命、今それを目指して一緒になってやっていますので、その歩調を合わせていただけると、大変我々もまたいい意味の世界文化遺産・環境・文化そういうものを守っていけるということで突き進んでいけると思っておりますので、そういう形が早くできることを祈っているところであります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。正午になります。大倉幸也君の一般質問の時間が途中であります。このまま続行したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、続行いたします。

大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 私もそういうふうに思っております。T SMCが最先端の技術でやる一方、阿蘇市はこういう自然環境を大事にして、両極端が二つのところにあるという、そういうところを魅力にしていけば、阿蘇市がますます生き残って発展するんじゃないかと思っております。

最後の質問に移ります。大きな2番目の質問であります。本市のふるさと納税の質問であります。前回9月議会のときに、ふるさと納税のもっと推進をということで質問いたしました。それで、まちづくり課長が目標を立てて頑張っていきますということでおっしゃられましたけれども、その成果が今年終わってみないと分かりませんが、出つつあるか。どういうふうな状況であるか、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年度のふるさと納税の実績ベースでお話をさせていただきますが、件数が2万件でございまして、寄付額が2億7,000万円でございます。これは令和4年度と比較しますと、件数で6,000件増えております。それから、寄付額で5,300万円増加という結果でございました。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） それは昨年度の状況ですね。今年度は、どういうふうな伸びが今あっているか、そういうところもお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 令和6年度でございますが、現在の推移を見ますと、令

和5年度から134%ぐらい増加傾向にありますので、それを試算しますと3億6,000万円ぐらいはいくのかなと、このままいけばですね。当初予算で4億円というふうな目標を立てていますので、なるべくそれに近い形で活動していきたいというふうに思っています。

○議長(菅 敏徳君) 大倉幸也君。

○13番(大倉幸也君) 少しずつできているということで、安心しました。

新たな商品ですね、一応ホームページとかを見てもみますと、いろいろちょっと目新しいのが出てきていると思いますけれども、そういうふうな商品開発が進んでいるのでしょうか。中身はいつもの顔ぶれの人がいっぱい出ているような気がしますけれども、そういう募集とか、新しい開発とか、そういうところを聞かせてください。

○議長(菅 敏徳君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(石松昭信君) まず、取り扱いサイトを増やしております。「さとふる」とか「ふるなび」とかございますが、以前は5件でしたけども、今12サイトで動かしているというところがございますので、多くの人目に触れるようになったというふうなことが一点と。

返礼品は500件ぐらいから、今879件に増やしております。それぞれに商品にいろんなボリュームだとか、そういったものを変えたりとか、例えば、これはすき焼きにいいですよとか、そういったふうな見せ方をさせていただいております。

あと、昨年「さとふる」をやっておりますが、それは現地でお支払いいただくということなんですけども、そのゴルフ場と一緒にキャンペーンを5月から始めております。そういったところからの寄付金も上がっているということと、あと、これからまたサイトをなるべく上位に表示されるようなことも今やろうとしてまして、それから、ほかにはお客様のレビューキャンペーン、そういったものにも取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長(菅 敏徳君) 大倉幸也君。

○13番(大倉幸也君) そういうふうにだんだん増えているということで、いいと思いますけれども、いろんな商品、食べ物だけじゃなくて、いろんなコンテンツ、いろいろ参加型とか、そういうのをいっぱいやってみて、何が当たるか分からないということですけど、当たらないならやめればいいし、どんどんアイデアを生かして頑張りたいと思います。

以上です。これで私の一般質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

○議長(菅 敏徳君) 大倉幸也君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(菅 敏徳君) それでは、午後1時10分より再開いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

16 番議員、古木孝宏君の一般質問を許します。

16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） それでは通告を4点ほどしておりますので、一般質問を行います。

午前中もちょっと関連で中九州道路が出ましたが、現在の進捗状況ということで、非常に市民の方々も関心が深いわけがございますので、その辺りを説明願います。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

滝室坂道路の進捗状況ということでよろしいでしょうか。滝室坂道路の進捗につきましては、現在トンネル内のコンクリート吹きつけの部分の進捗が95%になっているということでございます。そして、この吹きつけが完了したあとは、トンネル内の通路の舗装ですとか、トンネルの非常用照明とか電気設備、あとは消火設備等の工事に移るといふように伺っております。

失礼しました。トンネルを出た後、前後の道路につきましては、同時に地盤改良ですとか、舗装、橋梁架設、カードレール・標識・照明等の設置の準備を行い、令和8年度までに完成する見通しということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 今、95 だったですかね。トンネル内は、大体出来上がってくるというようなことですが、見ておりますと、波野のほうもですが、坂梨のほうもなかなか進んでいないような気がいたします、毎日、通っておりますが、令和8年度中にできるわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 国からの発表によりますと、令和8年度中に開通する見通しということで発表がされております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 令和8年度中に開通ですね。今、県道といいますか、県道の取り付けですよ。恐らく県道、また路線を変えんといかんと思いますが、その辺りも含めて、そちらの進捗はどういうふうになっていきますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） その部分を含めて、令和8年度中というふうには伺っております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 進捗状況はそういうことですが、何か問題点とか、そういうのは何もなかったですか。何も聞いていませんか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 通学路等に係る部分とかで、横断歩道ですとか、そういった部分の協議をまだ現在なされているというふうには伺っております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 県道のほうの取り付け道路といいますか、そっちのほうも非常に遅れているような気がするんですよね。その辺りは本当に令和8年度中までにできるかなど。8年度中ですから、残り1か月で開通しても8年度、あと2年ぐらいですか、あると思いますが、何とも言えんね。

その辺も含めて、今後、早くこれができればいいなというふうに思っております。トンネルのことはそれでいいです。

続きまして、滝室坂と二重の峠間の進捗状況ということで、午前中もありましたように大分方面、それから熊本方面から阿蘇のほうに向かってということで、市長も先ほど答弁がありました。実際、市長、今の進捗状況といいますか、要望等をやっているとされておりますが、手応えといいますか、その辺りの御意見を。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 手応えといってもですね、今のところはなかなか感じておりません。と申し上げますのは、やっぱり熊本のインターのほうと、それから合志・大津のほうで国策の中でも優先して、あちらのほうをやっていききたいというようなことで予算づけがほとんどそちらのほうに入っておりますけれども、もちろん要望書については二重の峠から滝室坂までの路線についても、早期の一つ指定をお願いをしたいということは、期成会のほうでもちゃんと文面に入れてお願いをしているところであります。

予算の配分等もありますので、その辺の熊本・大津間、合志間ですかね、あの辺の状況を見ながら、恐らく路線の決定について案を二つか三つ、出していただけるものだと思っておりますけれども、今はそういう状態でございます。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） それですよ。結局、市長、要望もさしあたって、今のところ手応えがないというようなことではあるかと思いますが、これはある程度、路線を出して、この区間でどうだろうかとか、そういうふうな要望もあるわけです。これは公表はできないだけであって、でないに向こうも、どこをどうやって、それで要望があるとか、結局、路線がここここを通るから、それについて今後、決定していくとか、そういう流れはどうなりますか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） その問題については、もちろん地元がいかにかその路線について、理解をしていただくかというのが、これ前提だと思っております。

しかしながら、一方の方では、あれは国のほうがつくる道路でもありますので、そこはそういう時期になってくれば、お互い連携をしながら、そして、いつ頃何時という方向性が当然出てくるのではないだろうか。そのときの状態の中でいくと、恐らく二つか三つぐらいは路線として挙げられるのかなという、これは仮定でありますので、でも、その前の段階においては、当然地元とよく連絡をしていただく、協議をしていただくということにはなるかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 結局、地元との協議というのは、まだないわけですね。やっぱりこれから10年後になるか20年後になるかですよ。これはもう我々もないかもしれませんが、そうなってくると先ほどからありましたように、観光面とかいろんな面というような出来た後の話がありましたが、いつなるか分からんというようなことになりましたが、目安として、市長、これは全然見当がつかないということですが、何年後ぐらいにどうなるかというぐらいの目安もなかなか表明といたしますか、そうもできないわけですかね。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今まで発言をさせていただきましたけれども、そのような方向しか、今、言えないということでもありますし、また隠してもいけませんので、あとは天に任せたいと思います。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） そうは言われましても、なかなか気になることで、皆さん、いつできるのかなど。滝室坂、二重の峠で多額の予算を投じてやっている。阿蘇地域に関わることでございますので、それははっきり分かりますが、関門のここが通らないと、全然阿蘇市の観光もですが、これから先どんな災害が起こるかも分かりませんし、早めにできればなど思っております。道路関係にしても、工場から続いている県道にしても、まだ売ってもらったままで、また災害が起こったときに早くできればよかったとかいう話にもなりますので、そういった面は、市長の政治力がありますのでしっかりと、知事も変わりましたので、どうかその辺の連携をしっかりとやって早急にですね。やっぱり要望だけじゃ、なかなか我々も分からないわけです。市民の方々も、それはどうなっているかと、はっきりした話を聞きたい。

路線が出れば、また問題が起こりますが、これはいつかは路線を表明する時期が来ると思っていますので、そういった辺りをしっかりと連携してやっていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 我々、期成会のほうとしても、早くそういう意味の路線決定というのを待ち望んでいるところでありますので、引き続いてしっかりと要望というよりも、早く方向性を出していただきたいということで進めていきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 今、熊本県にも、せっかく何人も大臣がおられますので、そういったところもしっかりと市長の力でつないでいただいて、早くできるように期待をしております。

次に行きます。2 番目、河川管理についてということですが、これは坂梨の八反田川と言いますが、国道を行っておりますと蕎麦屋さんができています。あれから下に下ってくる河川のことです。これの管理について、お尋ねをいたします。

何の話かという、結局、土砂が堆積して間はきれいに取り除いてあります。しかしながら、蕎麦屋さんの下と、それから下流の方が堆積をして、現状見られたかと思いますが、背

丈と言わないような草が生えて、生えてというか、もう堆積して、非常に今後、困難な状況になるんじゃないかならうかと思えます。そういった辺り、いかがされますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、申されました八反田川につきましては、昨年度の11月頃に区長陳情をいただいたということで伺っておりまして、その後、対応しまして、ただ予算の範囲内という部分もございましたので、若干取り残しといたしますか、掘削できなかった部分が残っているということになります。

令和5年で一部土砂を撤去しておりますが、残りの部分につきましては、本年度、引続き下流部分も含めて計画をしております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） なんで上流と下だけ残してから、真ん中だけしたのかなと思っております。梅雨時にも入りますし、また台風も今からあります。ですから、できれば早急にしていきたい。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） なるべく早く対応をさせていただきたいというふうに考えております。時期は、ちょっとはつきり申し上げられないんですけども。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） なるべく早くが来年、再来年じゃないでしょうか。今年度中にやりますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 本年度中に実施する予定にしております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） 部長まで聞こうかと思いましたが、やるということで、早急にやらないと、またこれに土砂が堆積して、だんだん上に上がっていきますので、そういった点はあそこの川だけじゃなくて、他の河川もあると思うんです。そういったところを点検しながら、やっていただきたいと。その件はいいです。

続きまして、市道の安全管理ということでお尋ねしますが、以前にも何回か言ったことでもあります。何が言いたいかという、安全管理で、道路に木の枝が伸びていたりとか、あとは下の舗装関係はいろいろとやっておられますが、カーブミラーに草が生い茂って見えなとか、そういったところ。以前言ったときは、すぐ何か所かやってもらいました。

ところがどっこい、それから先、また草は毎年生えます。木の枝も伸びます。そういったところが全然できてない。そういうところはどういうふうに管理していますか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 道路上の支障木といたしますか、そういった部分の撤去につきましては、基本的には、毎年、広報等でも周知はしておりますけれども、所有者のほうに依頼をして、緊急を要する場合については建設課で対応しているという状況でございます。

ただ、なかなかパトロールを常時しておりますけれども、そういった中でもなかなか把握できない部分というのもございますので、区長さん方からの要望ですとか、そういった部分をいただきながら、随時対応させていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 前と同じようなことですが、パトロールしてもなかなか分からないとおっしゃいますが、市道を通ってみたらすぐ分かると思う。今の時期でも、なぜ分からないかなど、1日もあれば大体回れますよ。

そうしたときに、ここは草が伸びてとか、カーブミラーが見えないとか、特に木の枝、これが今、宅急便屋とかトラックとか、いろいろ輸送関係においても通れない所が、この宮地地区内にもあります、私の坂梨にもあります。それぞれにあります。そういうところは、土地の持ち主さんに相談しなくても、要するにこの前もあったように、何メーター出ていたら、そこから先は切っていいとか、それは駄目ですか。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（鎌倉敏一君） 基本的には、やはり土地の所有者の方にしていただくのが基本原則だというふうに考えておまして、あくまでも緊急性がある場合については、建設課とかで対応するというふうな方針にしております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） あくまでも緊急性とおっしゃいますが、毎日通って生活道路で、そういうところがあることがあるところは、やっぱりしっかりと管理して切ってもらおうとか、全部上まで切らなくてもいいですよ。下の当たるところだけ切るとか、そういうところは、課長、あれなら部長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） お疲れさまです。課長が申したとおり、基本的には個人の方で、こちらから依頼して切ってもらったケースが多分でございます。1 か所だけ特別に扱うわけにもいかないものですから、一応段取りつけさせていただいて、連絡も取れないという感じで、地元の方も協力いただくという状態があれば、何らか一緒にできないかというふうには考えております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 恐らく、それはできると思うんですよ。あとはどれだけお願いするか、その人が理解してもらうか。それと、各区内で区長さんもおられますので、区長さん方に御協力いただいております。それができないのなら切りますよと。道路を、低い乗用車はいいですよ。トラックとかは本当に毎日ああいう流通関係でやっておられる方は、通られなくて回り道をするところもあるというようなことですので、そういったところを区長さんにでも要望して、工事で回すだけじゃなくて、お寄りになったときに、こうやって切ります、お願いしますとか、そういったことはできないですか。何らかの形でそうやってやらないと、いつまでも伸びっぱなしです。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） ケースバイケースということもございますが、できるだけ地権者の方をお願いするというのが最初のスタンスでございます。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） その件はそれで地権者の方と、しっかり協議をできるような体制を取って、何か言わなければ地権者の方も対応しませんので、耳に届くように、大体、自分ところはあれで迷惑をかけているなど分かるとは思いますが、なかなかそれを自分でやらないというのが現状だと思うんです。

先ほど言いましたように、カーブミラーあたりも見えないところがあります。例えば、その一宮の運動公園からアゼリア方面に行くでしょう。あの正面にカーブミラーがある。草が生い茂って両方が見えません。先ほどパトロールしても分からないとおっしゃいましたが、誰が見ても分かります。そういうのは根本的に下から切るとか、草はすぐ伸びますので、そういうところで事故が起こったら、それこそ何をしてるかというふうに言われます。そういうところも徹底してやっていただきたい。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） パトロールした際に、ガードレール等支障がある場合、所管が建設課ではございませんので、情報提供しまして、撤去するように伝えたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 今の件ですが、市長も阿蘇市内をいろいろと回られると思いますが、そういった支障があるところを目にするとすると思うんですよ。ですから、市長も区長さん方にお会いすることもあるかと思うので、そういった中でも、そういった迷惑なところがあると、それは何とか御理解いただいて、やっぱり伐採をしていただくような要望というかお話を何らかの機会にさせていただきたいと思います。

ただ、建設課あたりが言ってもなかなか、そこには届かないところがあるかもしれませんが、市長が言ったとなれば、ビシッと皆さん聞きますので、そういう会合に出ることがあったときには他の話も大事ですが、そういった主張をするところはお願いできるかということは今後、区長会であったときに、言っていただきたい。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 大変持ち上げていただいて、何とお答え申し上げていいか分からないんですけども、でも、だんだん、だんだんですね、やっぱり人口減少ということにもなってきておりますし、確かに人の目につくというのが、言われたようにこの時期になると、背丈が伸びて見えないという部分もあります。そのことについては、市は市のほうで、しっかりとマンパワーをフル回転をしながら回っているところでありますけれども。

先ほど古木議員のほうからお話を聞きながら、思ったことを率直に申し上げますと、まず気がついた方が、すぐ連絡していただくと対応も早いんじゃないだろうかなということも思っております。それは私だけじゃなくて、古木議員もそうですし、こういう議会で果たして言うていいのかどうか分からないですけど、議員の皆さん方にも逆をお願いをさせていただきたいなということで、これはちょっと質問権なのかどうか、非常に僭越ながらですね。

でも、こちらのほうは、今御指摘のありましたとおり、起こってからではもう遅すぎるといことでありますので、より目配り、気配りしっかりしてまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 前回、以前も言ったとき、そのあとはすぐ来てもらったんです、市長。そういうところは市のほうでも把握していると思うんです。ですから、次の年も切るとか、そういうことをこっちから、いちいち言わんといかんかなというところもあります。

言われるように気づいた者が言えばいいじゃないかって、私が気づいたところを何か所か言いますから、そういったところを区長さんあたりに言っていただいて、今後どういうふうな対応をするか、していただくようにやります。いかんときは市長、言ってください。できないときは、また次の機会にやります。

市民の方々のためですから、やっぱり交通障害でられないです。子どもたちも通るようなところで、やっぱりトラックが避けて通ると、歩行者に交通事故が起こるかもしれないという点もありますので、そういったところは言いましたように、我々も気をつけますが、市長も区長さんあたりにお会いしたときには健康第一も大事です。そういったところもお願いするということをお願いしたい。お願いします。

次に4番目いきます。老人会の規約と活動状況ということで質問いたしますが、これは老人会がありますが、規約といますか、阿蘇市内にそういったものがありますか。いろんな活動等をやられておりますが、どういったことをやられているか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） お疲れさまです。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、言われます老人会、俗に申しますけども、各行政区を基本といたしまして、一定年齢以上の高齢者を対象に単位老人クラブとして組織されております。令和5年度におきましては、阿蘇市内76クラブ、4,005人の参加、活動を展開しております。組織は最終的に全国展開されておきまして、健康・友愛・奉仕を全国三大運動といたしまして、多種の活動に取り組んでおられます。

当市におきましては、阿蘇市老人クラブ連合会として組織され、グラウンドゴルフやゲートボール大会、講演会、地域での花植え、それと清掃等の奉仕活動など多方面で活躍されております。

一点、年齢に関しまして、こちらのほうに関しましては、阿蘇市老人クラブ連合会の規定がございますけども、その中に年齢については触れられておりません。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） いろいろと活動を、私たちのところも一緒ですが、皆さん老人会の方々がやられるのは分かっております。しかしながら、人間が足りないとか、参加される方がいないというような、入会ですね、いないということで頭を痛めておられる方々もおられます。

聞きたいのは、今、言ってましたように年齢が60歳からのところもあるし、65歳からも

あると思いますが、規定はないとおっしゃいましたが、ある程度、そこそこのクラブで何歳以上とか、そういうのはありますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 参加者の年齢に関しましては、全国的に概ね 60 歳というようなことで、会員として参加されることが多いと聞いております。

阿蘇市におきましては、地域によっては、現在もう 65 歳まで引き上げているというところもあると聞いております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 関門なことは、そういうところで、ここから後ろの人も 60 歳になれば、大半は老人会というようなことになります。

老人会という名前が、60 歳で老人会、65 歳で老育人会、老いた人ですよ。市長みたいにバリバリの人もおられるし、そういうことで、ここで言いたいのは、老人会の名称、これは何か変えることはできないですか。老人会ですよ、老人会。とてもじゃないけども老人じゃないですよ、まだ 60 歳、70 歳でもね。そういった点はいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） まず、60 歳での年齢での参加についてということですけども、現在 60 歳の方の老人クラブ活動の積極的な参加は、定年延長であったりとか、社会的要因によって難しくなっているというふうに思っております。

それと名称につきましてですけれども、地域の単位老人クラブの名称につきましては、例えば、寿会であったりとか、長寿会、福寿会など地域それぞれの名称を付けて活動されている実態がございます。会員の皆さんの多様な意見を反映し、活動に取り組まれております。全国展開しております、全国老人クラブ連合会から名前がついてる老人会だと思いますけども、市として名前についてどうということはないんですけども、皆さん積極的に今後も活躍の場として参加していただきたいというふうには考えております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 市として老人会の名称を変えてもいいわけでしょう、別に。よそは老人会、老人会ですが、朗らかの会で老人会とか、いろんな形ではありますが、結局は老人会なんです。老人会はどうかなと、我々も老人になりますね。

そういうのを阿蘇市、他の全国を調べておりませんが、名称を変えて活動するとか、そういったことができたらと思っておりますが、市民部長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 全国レベルの連合会、この名前についてはなかなか厳しいものがあるかなと思いますけど、阿蘇市の連合会、これについては市がどうしていただきじゃなくて、市の連合会の役員会がございまして、そちらのほうにこういう意見もありますけれども、ちょっと協議をしてもらえませんかというような話はあると思います。あまり市から押しつけとか、変えてくださいとかいうのはなかなか難しいかなというふうに思います。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 名前一つで加入される方々も、例えば 60 歳過ぎてからも、65 歳でも入らない方が入るとか、そういうふうに会員数を増やす意味でも、名前を変えたほうがいいと思うんですよね。

おっしゃるように、こちらから話してくれじゃなくて、その中でやっぱり会員さんが少なくて困っているとか、そういったところも理由があるんじゃないでしょうか。

いつから老人会がありますか、名前。老人会がいつできたか分かりませんが、もう戦後からあるんじゃないですか、老人会は。老人会ですよ。まだバリバリの人間が老人会に入りますか。入りやすいように、活動しやすいように、上との連携をとりながら活動ができるような組織をつくるには、そういった名前からちょっと変えて、生き生きとみんな頑張るぞというような名前にしてほしいと思います。そういったところを。

○議長（菅 敏徳君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 言われるように、やっぱり名前で、もしかしたら加入をちょっと渋っている方もいらっしゃるかもしれません。

もう一つは、これは合併後、各市町村をいろんなところでできたんですけども、シルバー人材センター、あれも言い方を変えれば、それに近いような言い方になるんですけども、時代に応じてそういうふうに名称を変えたという形だと思いますので、老人クラブ連合会の役員会の中で、市のほうとしてもちょっとお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） そういうことで加入される方が多くなって、今後、年を取っても活動が皆さんと一緒にできるようなすばらしい名称になることを期待しております。そういう要望をしておきますので、どうぞお願いします。

以上で終わります。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、15 番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋義行です。本日、最後の質問をいたします。

通告書は、毎回同じようなことを聞いておりますが、狩尾幹線の復旧スケジュールということで、前回も同じように質問をしました。

ただ、今回、違うのは、2016 年に発災して 8 年経って、やっと具体的に動きが見えてきた。今までの質問は、常に国・県に要望していくという答弁がありましたが、今後はこれがどういうふうに変わっていくのか、そこのところをお尋ねしたいと思います。誰でも、どちらでも。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、2016 年の発災から 8 年経過をいたしているところでござい

ますけども、県営治山事業の要望をこれまで同様、継続して行ってまいりました。狩尾幹線の中腹までは、既に熊本県のほうで治山事業によりまして手当を行っていただいております。

これまで、順次、治山工事が完了した部分から、山腹の安定が確認、確保された後に、道路としての利用につなげていくこととしておりましたけれども、現在、治山事業として熊本県の計画が見込まれていない状況のようでございます。

しかしながら、現在こういった不通の状態を解消するために、本年3月に農林水産大臣に、坂本大臣のほうに「被災した市道幹線道路沿線の山腹復旧に向けた総合支援について」と題しまして、地元関係者等を含めまして、市長含めまして要望活動をさせていただいてところでございます。

また、こちらも要望になりますけども、今月中には地元関係者の皆様とともに狩尾幹線の復旧・開通に向けました強力な支援について、熊本県知事に要望することといたしております。引き続き復旧に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

スケジュール等については、これから要望活動をさらに強力的に行う関係もございまして、これについては要望後に、また熊本県と綿密に協議を継続してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今回、初めて農政課長がこのことに対して答弁がありました。ということは、市道じゃなくて農道という形の整備を考えておられるのか。

そして、また今度、知事に会うということですが、具体的にどういう方向で、どれぐらいのスパンで要望をやっていくのか。そこら辺の具体的なことが分かれば教えてください。要望の具体案。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 3月に行いました農水大臣のほうにも、要望の内容についても記載いたしておりましたけども、市といたしましては、やはり市道狩尾幹線の保全のための一つの県の事業ということを活用させていただきながら、少しでも道路の山腹を落ち着かせた中で、その後に道路としての利用につなげていくというベースはございます。現時点では熊本県の治山事業としての取り組みも保全対象が薄くなってきたといったところもございまして、やはり山腹のほうをまず落ち着かせるような復旧工事ができないかということで、これについては治山工事も含めてでございますけども、国の交付金の重点配分、また継続実施というところでの要望の内容、また地元の受益者が通行可能になるような、そういった内容の道路啓開事業あたりも含めまして、県と綿密な連携をとりながら、要望を考えさせていただいているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） どうもなかなか聞いていると、非常に道のりは遠いという感じがします。地元の人たちは、今度、新たに知事に会うということを知って、どういうふうに復旧できるだろうかという話でおりますが、そこら辺、今、課長から聞いた限りの答えしか、恐らく返ってこないと思います。でも、何とか取っ掛かりがつかめるようなことには何かありませんか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これについても、以前の委員からの御質問のほうでもお答えさせていただいたけども、現在、国等の活用できるような支援措置と申しましょうか、補助のメニューがないというのが現状でございます。

しかしながら、やはり本市も含めました、阿蘇地域世界文化遺産登録に向けての活動もしっかり行っておりますし、草原の再生保全の活動の取り組み等々も含めまして、阿蘇として特異的な部分の性質の中で、何か独自の支援策はないかということで、今回、計画いたしております知事要望のほうでも、しっかりお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） この件に関しては、土木部のほうにも通告がしてありますが、地震が起こったのは平成 28 年、平成 29 年の 8 月には災害復旧の査定を見送っておるわけですね。だから、この災害査定のとときに、限度額とか条件とか、そういうのがあるわけですか。これは土木部しか分かんでしょう。土木部長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 限度額はなかったと思いますが、阿蘇市の財政状況あたりも見まして、100 億円を超すという状況でしたので、なかなか前には進めないんじゃないかというのが前提にございました。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そうすることで、そのときの災害に申請するのを諦めたということで、今、全然見えてこないんですね。どういうふうにするか、いろいろな補助金のメニューもあんまりないということで、本当に今度、新しい木村知事に会って、また要望するといっても、なかなか進まないんじゃないかなろうかという心配をしております。そこら辺で、土木部長、ずっと関係してきておりますから、何かアイデアはありませんか。

○議長（菅 敏徳君） 土木部長。

○土木部長（中本知己君） 以前から公園の裏までは、車で行けるようにならんかと言うお話がありますが裏もまだ石が残って、危険ということで、手前の駐車場に止めていただいて、歩いて公園のほうを散策していただくという状況が、今の最善のところでございます。先ほど農政課長も申しましたとおり、技術的な方面とか高額な整備がかかります。

また、市道で整備すると、どうしても道路構造令を無視できないものですから、一番飛び出たところ辺りがもう道が半分はないとか、曲がったところはまたさらに崩れるんじゃないかというような状況でございまして、なんとも糸口が見つからないところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 土木部長、いいです。ありがとうございます。

今度、27 日に阿蘇市と地元の有志とで知事に要望に行ってきますが、そのときはしっかり要望したいと思います。

市長、そういうところでございますか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この幹線道路については、もう災害時のほうから何とかしなければいけないということもあり、今、土木部長と、それから農政課長のほうで、今までの取り組み等については話をさせていただきました。

その上で、ようやく地元のほうで区長さんをはじめ、牧野組合の皆さん方も、五嶋議員も一緒だったと思いますけれども、それで一応、共通すべき事柄については、お互いにこれはもう理解ができたものだと思っております。そこに持ってきて、どうするのかと言われてもですね、それはちょっと、私どもも余計また何かあったのですかと言いたくはなるんですけれども、いわゆる、あの道がせつかく草地事業として出来上がってきた。

それを含んで、やっぱり狩尾地区の皆さん方だけではないと思いますけれども、あそこが近道になって放牧とか、そういう牧場経営とか、畜産事業にとって一番大事であるというようなことも一つありますし、また、もう一つは天空の道と称して、観光ルートとしてやってほしいというのもありましたけれども、とりあえず、あそこの問題については何とか通してほしいということが、もう切なる願いでありますし、我々もそうしたいと思っておりますので、まず治山の山を治めることのやっぱり予算化を、さらに国のほうから持ってきていただくということでスピード感を持って、まず、やっていただくと。

それと同時に、あの道というものを、牧道にするのか農道にするのかということは、あのとき共通して方向性も定まってきておりますので、それでしっかりと、あとは地元の情熱と熱意というものをやっぱりどうしても必要なんだということで、お願いをしていくより他はないんじゃないだろうかなど。

ただ、あれを当初の予定みたいに、100 億円以上かかりますからと言ったとき、今度は五嶋議員は納得するかもしれませんけれども、他の議員さん方がどのように納得していただけるのか。納得していただけるようなことも含めて、これから取り組んでいかなければいけない大切な事業であると思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今回、やっぱり動き始めたきっかけは、農林大臣です。農林大臣が言うとな、やっぱり違うんですね。昔から「末は博士か大臣か」そういう言葉があるように、やっぱり大臣が言うと、県のほうも即座に反応したということで、阿蘇市のほうにもお叱りの言葉があったと思います。経済部長、どういうふうな県からの言葉があったか、わかりますか。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君、同じ質問の繰り返しになっておりますので、まとめてお願いします、最後に。

経済部長。

○議長（菅 敏徳君） 経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） 3 月に要望に行かせていただいて、そのあと県のほうから経済部、農政課のほうに連絡が入ってきているんですが、そのときに、はっきりと県がやれる治山の中では、現状、令和 5 年度で県の事業としては終わっていますというような回答でござ

いましたので、その後、そういった回答がありましたので、改めて、また今回、要望に行くというような形になるかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 経済部長、いいです。この質問はこれで終わります。

2 番目に移ります。田んぼダムを活用した水害対策を、ということで通告しております。今年は梅雨入りが遅れて、水不足で今、飼料稲の植え付けに今大変苦労しております。しかし、いったん梅雨入りすると、こういう遅れたときには大雨が降ります。そのときのために、田んぼダムをという思いがあって通告しました。

阿蘇市の水田面積の貯水力は、今、遊水地が五つできておりますが、前回の質問のときに答弁がありましたが、ほぼ同じ貯水能力があるわけです。だから、これをせっかく田んぼを利用したこの貯水力を何とか生かせないかということで思っておりますが、先日の新聞、どこの新聞かは覚えておりませんが、北海道が1位、新潟県が2位、10位以内に熊本県は入っていないんですね、田んぼダムの活用で。

これだけ水害が多いところで、なんで手軽にできる貯水力を生かさないかなということで通告しました。答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

田んぼダムにつきましては、御存じのように水田の排水溝に流出量を抑制するための堰板を取り付けまして、水田に降った雨水を時間をかけて排水することによりまして、排水量や河川の水位上昇を抑え、氾濫を抑制する効果を備えているような状況でございます。

議員から全国の田んぼダムの状況について御説明がありましたけれども、令和5年度の実績でございますけれども、全国で約8万7,000ヘクタール、これについては37道府県でございますけれども、取り組みが行われております。

国におきましては、令和17年、約10年後でございますけれども、約10万ヘクタールに拡大させる取り組みを行っていくというふうなことでの計画のようでございます。

熊本県におきましては、令和5年度の実績といたしまして617ヘクタール、これについては球磨・人吉地域の令和3年、4年の実証事業の効果もあるかと思えますけれども、617ヘクタールの実績があったというふうなことでございます。熊本県内の各市町村におかれましては、取り組みの計画はあるようでございますけれども、なかなか実施までこぎつけていないというふうな実情のようでございます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 予測していたのが、田んぼダムは農家にとってメリットはないんですよ。稲の生育に若干支障があるし、メリットがない。でも、そのメリットを、今、国がいろんな補助金があるじゃないですか。そういうのを活用して手を挙げた農家に対して、メリットを与えてやれば、少しは普及するスピードが上がるんじゃないかなと思えますが、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本市におきましても一部ではございますけども、新規黒川地区、上西黒川の JR 沿線で今整備を行っているところでございますけど、約 16 ヘクタールでございますけども、それと合わせまして、更新基盤整備に伴いまして、排水路改修を実施いたしました補助整備校区におきましては、雨水貯留機能向上に必要な基盤整備を行っておりますので、田んぼダムに取り込むという形では方向性は示されている状況でございます。

また、国の支援制度でございますけども、耕作条件整備事業といったハード整備、またソフト整備といったものも支援策があるようでございますけども、これについては、基本的にはハード整備を行って、その後、実施に向けたソフト整備が備わっているような状況でございますので、そちらのソフト事業のほうで堰板を購入したりとか、効果実施をしたりとかいうふうなメニューでございますけども、これについては事業費 200 万円以上、受益農家 2 名以上というふうな条件もあることはありますけども、やはり本市のように、こういった 4,000 町歩の基盤整備田を有する水田におきましては、こういった事業も効果的に活用することも必要でありますけども、まとまった部分の取り組みがやはり必要であるかと。

そういった委員おっしゃるように、農家のメリットがなかなか表立って少ないといったところもあるものですから、そういったものを少しでも払拭しながら、少しでも農家のメリットにつながるような部分を見い出していく必要があるというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 農家にメリットがあるようなことを、いろんな補助金、交付金を見つけて、みんないっぱいあります。そういうのを見つけるのは、課長は得意ですから、見つけて、農家にメリットを与えられるようなことをして、水害対策ができれば、これは一石三鳥ぐらいになるのではと思います。

これで、この質問はオクケーです。

3 番目のオーバーツーリズムの現状と対策ということで通告しておりますが、これは 1 番目の菊池議員のほうからも渋滞とかいろいろありましたが、要は「過ぎたるは猶及ばざるが如し」で、多すぎたらやっぱり駄目なんですよね。

ただ、これを何とか、人がたくさん来ることは喜ばしいことなんです。それで、お金に変えるようなことができはしないか。これは観光課長ですか、答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、渋滞の現状は、大観峰も阿蘇神社もありますので、そういった中で理想的なのは、やはり公共交通、路線バス、観光周遊バスで回るのが理想です、環境的にも。

そういう中で、今、一つ対策として行っていますのが、熊本県と一緒に Maas 事業というのをやっております。その中で、大観峰にタクシーで行く方、レンタカーで行く方も多くて、レンタカーももう空港から足りてないんですね。

ただ、阿蘇地域で考えないと、次、鍋ヶ滝に行きたい、熊野座神社に行きたいということで、阿蘇市だけでも難しいと思っています。そういう中でも一つずつ片付けようということで、産交バスの杖立線にある大観峰バス停から大観峰までの移動手段について、小国側とも

お話しをさせていただいて進めているというのが一つの対策になります。

あとは、まちづくり課のほうで、観光庁の事業で道の駅周辺、阿蘇神社周辺の対策も図っておりますので、そこはちょっと、まちづくり課長にお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 要所要所で人がたくさん集まるところもそうなんです、考え方によって、みんな阿蘇に来るのは草原を見たり、すばらしい景観を見て癒されるつもりでみんな来ると言うんです。だから、午前中、質問があった森林環境税、これみたいな形で、税金という形でお金をもらって、それで草原の整備とか、景観の整備とか、そういういろんなことの整備もできやしないかと思いますが、課長はそういう考えについてはいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それは何か環境協力金とか、税というのもあるんですけど、それは考えないことはないですね。熊本市も宿泊税を取って、そういった対策をやるということですので、もちろん考えないことはないです。ただ、いっぱい、いろいろ課題がありますので、整理しながら考えていきたいと思っています。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） そういう将来的に可能性がある。森林環境税だって、恐らくそういうことからスタートが始まっていると思うんです。だから、この阿蘇の景観維持に必要なお金をみんなから分けてもらおうと、そういう形をぜひいろいろ考えて、知恵を絞っていただきたいと思っています。課長、ありがとうございます。

次、4 番目の学校給食についてであります。食育の取り組み状況はということで、この食育というのは、小さいときに食べたものが身につくと、ひいては消費者教育。今、生産資材がいろいろ高騰して、農産物価格が本当は上げたい。生産単価が上がっているから価格転嫁をして販売物を上げたいけど、いざ市場に並ぶと、やっぱりみんな安いものを選ぶと。そういう意味で、給食を最大限利用できないかなという思いがあって、今回、通告しました。

「身土不二」という言葉があります。このことは体と土が一つであって、人間が足で歩ける範囲内のものを食べて生活することが良いということがありますので、地産地消も含めてそこら辺で給食をちょっと考えてみたらいかがかと思いますが、どなたか答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

言うまでもなく市議もおっしゃられたとおり、食は命と健康の基本となるものでございますので、食育基本法と法があるぐらいの食育の大事さというのは、日本国民全員に課せられたことだとは思っております。

その中、学校は給食のみでなく、食材の生産、調理、あとは食事と食事の効果に至るまで食に関することは総じて、全て食に関することは食育につながるという認識の中で、児童生徒への教育を行っております。もう学校の教科自体に食育に関するものがたくさん含まれておりますので、そういった形で生徒児童の頃から、いろんなことを学んでいくという形にな

っております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 今、阿蘇市の給食センターですか、いろいろ食材が値上がりしておりますが、そこら辺で今の給食費でちゃんと賄っていているんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 食材等の高騰に合わせて、いろんな工夫とかをやりながら運営をしていきます。

先ほど地産地消の話も出ましたけども、地産地消を優先したが故に、給食費が高くなりすぎて安定した給食の提供ができないということになると、やはり本末転倒ですので、そのあたりはしっかりトータル的にバランスを見て、安定して栄養価もある、そして子どもたちの意識も向上させられるような給食を提供していくように工夫を続けております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 2 番目の学校給食の無償化ということで、今の段階で給食費を取って、安全で栄養価もある量もあるというのはなかなか難しいわけですよ。そしたらもう、財源を投じて無償化をして、ちゃんとした食育ができる給食をするということで、今ちょっと調べてみたら、完全無償化している自治体が 3 割ぐらいあるそうですね。一部子どもが多い世帯とか、小学生のみとかを入れると、4 割までぐらいが無償化されている。

県内で無償化をしているところは、どういうところがどれぐらいありますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） この前、新聞にも載っていたところですけども、今、文科省が令和 5 年 6 月 13 日に出した「こども未来戦略方針」いわゆる異次元の少子化対策といったやつで、政府のほうで学校給食の無償化の実現に向けて小中学校の給食実施状況の違いや法制面も含めて課題の整理を丁寧に行うために、調査を行うと言ったんですね、1 年前に、それがこの前発表されたものです。国の方針としても、無償化を国でやっていきたいという根拠があつての調査、そして、その結果だったと思います。

新聞の記事にも書いてあつたとおり、熊本県では、これは新聞には発表されてませんが、こちらの調べでは大体 14 市町村ぐらいが完全無償化しておりますけど、中には完全無償化を給食にする代わりに、医療費のほうは一部負担金を取っているとか、やはりその自治体、自治体でどこにお金をかけるかというのは取捨選択があつていると思います。ということで、お答えとしては 14 市町村が完全無償化を行っているということでありませう。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ところで、肝心の阿蘇市はどういう根本的な考えを持っていますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 先ほど申し上げたとおり、国が無償化に向けて動いている部分がございますので、やはり国策として行ふべきかなというふうに思っておりますし、その分のお金というのは少子化対策も含めて、少子化対策といひますか、子どもに係る金あたりも

含めて別の方策でも使っていておりますので、今回のこの無償化に関しては、国の施策を期待しているというところで終わらせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひ、今、現岸田内閣が異次元の対策を取ると言っているから、何か起死回生の策が出るかもしれません。期待して待ちましょうか。ありがとうございました。

最後の質問です。公共施設における喫煙対策について、このことはもう簡単な話。今、阿蘇市の施設は庁舎内、建物内では喫煙ができない状況で、喫煙する人は建物外に出て、コンコンと吸っております。

私は自分がタバコ吸いませんから、それは何ともないんですが、どうもね、ああいうたまってタバコを吸う、高校生が隠れてタバコを吸うような気がして、イメージ的にあまり良くない。実際、空港なんかではちゃんと分煙室があつて、喫煙室があつて、ちゃんとやっております。

阿蘇市の中にも、そういう喫煙する場所というのはつくられないんでしょうか。これは市長に聞きます。市長、喫煙室の設置をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） このことについては、国の方針で確か喫煙をするということは、分煙と申しますか、隣の人にも影響を与えるというようなことで、いったん喫煙室はやめるということになったと思います。

その後において、いろんな働きかけもあったと思いますけれども、タバコ税からいただいた分で分煙室をつくっても構わないというようなことがありますけれども、実際、私も前からタバコを吸うことではありました。しかしながら、やっぱりタバコのケースを見ていただくと分かると思うんですね。健康には気をつけましょと、そして吸い過ぎには注意しましょと、ちゃんと書いてあるんですよ。ということは、その人その人の個人の事情によることであるし、こういう公的な事情とか公的な場所においては、それは控えたほうがよろしいんじゃないかと。ということで、今は全然考えてはおりません。

自分の健康は自分で守る、自分の命は自分で守るとするのが大体防災の中でもありますので、これがだんだん、だんだんひどくなってきて、もし肺がんとかそういうことになってきたら、今度は逆に市に対しての負担が大きくなってきたりするということもありますから、まず、その前に予防すべきことは予防して、お互い健康でやっていきましょうということが基本であると思っておりますから、差し控えたほうが私はいんじゃないかなと思って、今の状態になっております。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 市長の意見はよく分かりました。アメリカで肺がんになった人がタバコメーカーを訴えたことがあるんですね。日本人も訴えますか。

そういうふうにはタバコは、やっぱり「百害あって一利なし」なんです。本当は健康のために吸わないほうがいい。いやいや、私はタバコを吸うことを推奨してない。でも、どうして

もこれ嗜好品ですから、やめられない人のために分煙室をつくったらどうかという、今回の質問の趣旨でありました。

今、市長に答えを聞きましたので、後の答弁は要りません。

そういうことで、私の一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 15 番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後 2 時 22 分 散会